

科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第1回） 議事要録

日 時：

令和元年 11 月 14 日（木）午前 10 時～正午

場 所：

東京本館総務課第一会議室

出席者：

基本方針検討部会委員 4 名

竹内比呂也部会長、佐藤義則部会員、生貝直人部会員、北本朝展部会員

館側出席者 8 名

（幹 事）利用者サービス部長、電子情報部長

（事務局）利用者サービス部副部長、同部サービス企画課長、同部科学技術・経済課長、同課課長補佐、電子情報部副部長（電子情報企画課長事務取扱）、同課課長補佐

次 第：

1. 基本方針検討部会の構成及び運営
2. 基本方針検討部会における検討事項及びその進め方
 - (1) 第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の進捗状況について
 - (2) 基本方針検討部会での検討事項について
 - (3) 学術情報流通の整備を巡る諸外国の状況調査について
 - (4) 今後の進め方について
3. その他

配付資料：

- （資料 1）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会関係者名簿
- （資料 2）基本方針検討部会の運営について
- （資料 3）第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の進捗状況
- （資料 4）基本方針検討部会の検討テーマ（案）について
- （資料 5）国の第 6 期科学技術基本計画の検討状況について
- （資料 6）第 8 回～11 回科学技術情報整備審議会での主な意見
- （資料 7）「学術情報流通の整備を巡る諸外国の状況調査」について
- （資料 8）基本方針検討部会のスケジュール
- （参考資料 1）科学技術情報整備審議会規則
- （参考資料 2）科学技術情報整備審議会議事規則
- （参考資料 3）イノベーションを支える「知識インフラ」の深化のための提言～第四期科学技術情報整備基本計画策定に向けて～（平成 27 年 12 月 14 日科学技術情報整備審議会提言）
- （参考資料 4）第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画
- （参考資料 5）総合科学技術・イノベーション会議での第 6 期科学技術基本計画に係る検討
- （参考資料 6）文部科学省における第 6 期科学技術基本計画に係る検討

議事概要：

1. 基本方針検討部会の構成及び運営

資料1と資料2について、事務局から説明を行った。

議事は非公開とするものの、開催日時、場所、出席者、議題、議事概要を記載した議事要録を提言案策定後に国立国会図書館のホームページで公開することが決定された。また、関連する部局の職員の出席・傍聴を認め、必要に応じて傍聴者の発言を認めることが部会長により確認された。

2. 基本方針検討部会における検討事項及びその進め方

資料3～資料8について、事務局から説明を行った。

部会における検討事項について、第11回科学技術情報整備審議会（令和元年9月26日）で示された案も踏まえ、「データ利活用社会における国立国会図書館の科学技術情報整備」を全体テーマとし、3つの個別テーマは一部を修正し、(1)「知識基盤社会におけるデータ駆動型研究の動向」、(2)「デジタルデータ・デジタルアーカイブの知識基盤社会における利用」、(3)「データ利活用社会における基盤整備」の順に検討を進めていくことが議論の上、了承された。

また、個別テーマについて、それぞれ北本部会員、生員部会員、佐藤部会員が報告を行うことが了承された。このほか、倫理をめぐる問題、デジタル化社会における図書館、SDGsと図書館等の課題について、ヒアリングの可否や候補者を引き続き検討することが確認された。

主な発言は次のとおりである。

- ・ 科学技術情報整備審議会はある程度抽象度の高い考え方を提言し、国立国会図書館（以下「NDL」という。）が提言を基に個別具体的な取組を含む計画を策定する。
- ・ 第三期で掲げた「知識インフラ」、これに続く現行の第四期の「深化型知識インフラ」では、恒久的保存と利活用促進をつなぐ役割をNDLが担うとしている。AI等の技術発展も踏まえて、これまでの方向性をどう活かすか、変えていくかを考える必要がある。
- ・ 「データ利活用社会」という言葉を越えたドラスティックな変化が生じている。次期計画期間中の5年間のうちに、情報や知識に関するサービスは、「デジタルファースト」が当然に求められる状況になっているのではないか。その中で、知識情報基盤としてのNDLの役割や、広く図書館と社会との関係を考える必要がある。また、その先に見えてくるバリューを感じられる言葉が必要である。
- ・ 全体テーマで掲げられている「データ」の定義はかなり広く、データサイエンスが扱う「データ」だけではない。NDLが関与するのは、主に文献の画像データやテキストデータを想定しているだろうが、「メタデータ」も必然的に含まれるだろう。データとは何かを最初にきちんと明確にしておく必要がある。
- ・ 著作権法等の法制度の在り方も、前回と同様に提言の検討対象とすべきである。著作権法におけるNDLの特別な位置付けを活かしていく一方で、新たな知識情報基盤を構築していく上で現行法では不十分な部分があれば積極的に提示すべきである。
- ・ 検討テーマ案の個別テーマ(1)「分野横断型研究の動向」については、それを実現するためにそれぞれの分野でデジタルデータの活用がどのように行われているかを確認する。その上で、分野横断型を可能にする基盤整備を考えるという方向になるだろう。テーマとしては、まずはデータ駆動型研究の動向にフォーカスした方がよいので、文言も修正すべき。
- ・ 日本全体の知識をデータとして収集し、扱えるようにするため、ジャパンサーチは、中長期的に、総合的、計画的に推進する必要がある。NDLはジャパンサーチのハブであり、次期計画でも取り上げる必要がある。

- ・ デジタル化されていないものについて、考え方を示す必要がある。何百万件の単位で大規模にデジタル化し、全文検索できるようにすることは、民間にはなかなか難しい。NDLしかできないデジタル化と、それ以外との区分けも考える必要がある。
- ・ オンライン資料、とりわけ DRM（技術的制限手段）付きのものは、現時点では収集が不十分である。諸外国の状況も調査し、対応を考えなければならない。